

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 公民館

| | |
|-------------|--------------------|
| 処分の概要 | 施設使用料の徴収 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市立公民館設置条例 第7条第1項 |
| 例規番号 | 昭和51年条例第27号 |

【根拠条文】

(施設使用料)

第7条 使用者は、別表第1に定める施設使用料を納めなければならない。

2 前項の施設使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認める場合は、後納させることができる。

別表第1(第7条関係)

公民館施設使用料金表

| 室名 | 収容人員又は広さ | 施設使用料金 | | |
|----------|------------------|--------------|----------------|-------------------|
| | | 朝 午前9時～正午 | 昼 午後1時～午後5時 | 夜 午後6時～午後9時30分 |
| | 人 | 円 | 円 | 円 |
| 113室 | 20 | 1,420 | 1,830 | 2,030 |
| 114室 | 30 | 2,950 | 3,460 | 3,760 |
| 115室 | 10 | 710 | 810 | 1,010 |
| 116多目的室 | 35 (75) | 3,970 | 4,680 | 5,290 |
| 211室 | 20 | 1,420 | 1,830 | 2,030 |
| 212室 | 15 | 1,120 | 1,320 | 1,730 |
| 213幼児室 | 25 | 1,730 | 1,930 | 2,340 |
| 214料理室 | 30 | 4,170 | 4,880 | 5,600 |
| 215美術室 | 30 | 3,150 | 3,660 | 4,170 |
| 216工芸室 | 15 | 1,620 | 1,930 | 2,240 |
| 217室 | 30 | 2,540 | 2,950 | 3,150 |
| 218講義室 | 60 | 3,050 | 3,560 | 3,760 |
| 219音楽室 | 60 (140) | 8,750 | 10,380 | 11,810 |
| 219音楽室控室 | 8 | 500 | 610 | 710 |
| 220和室 | 16 | 1,620 | 1,930 | 2,240 |
| 展示場 | 91m ² | 6,310 | 7,330 | 7,330 |

備考

- 1 市外居住者が使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の10割の額を加算する。
- 2 使用許可時間を超過、又は繰り上げて使用するときは、30分間に限り、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を徴収する。
- 3 引き続き3日を超えて使用するとき、又は曜日、日時等を3日を超えて指定して使用す

るときは、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。

- 4 1から3までの使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 5 収容人員の欄の()書は最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 2 年 10 月 1 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 公民館

| | |
|-------------|-----------------|
| 処分の概要 | 附属設備等使用料の徴収 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市立公民館設置条例 第8条 |
| 例規番号 | 昭和51年条例第27号 |

【根拠条文】

(附属設備等使用料)

第8条 公民館の附属設備等の使用者は、別表第2に定める附属設備等使用料を納めなければならない。

別表第2(第8条関係)

附属設備等使用料金表

| 種別 | 品名 | 単位 | 使用料金(円) | 備考 |
|---------|----------------------|-----|---------|-------------|
| 映写装置 | 液晶プロジェクター | 1台 | 3,050 | スクリーンを含む。 |
| | ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー | 1台 | 810 | モニターテレビを含む。 |
| 音響装置 | マイクロホン | 1本 | 810 | |
| | ワイヤレスマイクロホン | 1本 | 810 | |
| | テープレコーダー | 1台 | 810 | CDデッキ等を含む。 |
| 音楽関係 | ピアノ | 1台 | 1,830 | |
| | 指揮台 | 1台 | 610 | |
| | 譜面台 | 1組 | 610 | (1組15本) |
| 美術・工芸関係 | イーゼル | 1組 | 810 | 画板付(1組15本) |
| | モデル台 | 1式 | 810 | |
| | 陶芸窯 | 1式 | 1,830 | |
| | 電動式ろくろ | 1組 | 810 | |
| | スポットライト | 1台 | 610 | 美術室に限る。 |
| その他 | ロッカー | 1区分 | 910 | |
| | スチール棚 | 1区分 | 1,220 | |
| | パーソナルコンピュータ | 1台 | 300 | |

備考

- この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、陶芸窯については3日間、ロッカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。
- ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続いて使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数があるときは1月とする。
- 市外居住者が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。
- 陶芸窯を使用する場合は、別にガス代の実費を徴収する。
- ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 2 年 10 月 1 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 公民館

| | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用許可の取消し等 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市立公民館設置条例 第14条 | | |
| 例規番号 | 昭和51年条例第27号 | | |
| 【根拠条文】 (管理権の特別行使) 第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは入場を禁止し、若しくは退場等を命ずることができる。 (1) 使用許可願の申請人、使用目的及び使用内容が実際と著しく異なるとき。 (2) 許可の条件を履行しないとき。 (3) 秩序を乱し、又は乱暴、けん騒等の迷惑的行為を改めないとき。 (4) 利用者が義務を履行しないとき。 (5) 関係職員の指示に従わないとき。 (6) 非常災害のとき。 (7) 凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。 (8) その他管理上必要と認めるとき。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |